

## 三重県多面的機能支払事業実施要領

平成27年4月1日制定

平成28年4月1日改正

平成29年4月3日改正

### 第1 趣旨

1 農業の持続的発展と多面的機能（食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第3条の多面的機能をいう。以下同じ。）の健全な発揮を図るためには、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立と併せて、農業及び農村の基盤となる農地・農業用水等の地域資源（農地、採草放牧地、農業用水、農業用排水施設、農業用道路その他農地、農業用水等の適切な確保又は有効利用に必要な施設をいう。以下同じ。）の保全と質的向上を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要である。

農地・農業用水等の地域資源については、地域共同の活動により保全管理されてきたが、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全管理が困難となっている。また、農村の自然環境や景観の保全・形成等の多面的機能への県民の要請、ゆとりや安らぎといった県民の価値観の変化等の視点も踏まえた対応が必要である。

このような中、平成19年度から、地域ぐるみで農地・農業用水等の地域資源の保全管理や農村環境の保全活動、老朽化が進む農業用排水路等施設の長寿命化に取り組んできたところである。また、農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）において、日本型直接支払制度の創設が位置づけられ、その取組を平成27年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行うこととなった。

県では、上記の取組に加え、農村における地域活動の自立・協創への展開として、農業・農村の持つ多面的機能を十分に発揮させるためには、農地、農業用施設の資源の保全はもとより、将来の地域の担い手となる子どもたちの参画など地域を支える地域の担い手としての活動の強化、農村における社会的経済活動の活性化が必要なことから、地域住民や学校、NPOなどさまざまな主体とともに取り組む農業用施設や豊かな自然美しい景観など地域資源の保全活動に対して「多面的機能支払事業」（以下「本事業」という。）を予算の範囲内で実施する。

- 2 本事業の実施については、次に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。
- (1) 多面的機能支払交付金実施要綱（平成29年3月31日付28農振第2311号改正農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）
  - (2) 多面的機能支払交付金実施要領（平成29年3月31日付28農振第2312号改正農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）
  - (3) 日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成29年3月31日付28農振第2341号改正農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱（日本型）」という。）

- (4) 日本型直接支払推進交付金実施要領（平成 29 年 3 月 31 日 28 生産第 2131 号改正・28 農振第 2342 号改正生産局長・農村振興局長連名通知。以下「実施要領（日本型）」という。）

## 第2 事業の内容

本事業の内容は、次のとおりとする。

### 1 農地維持支払交付金

三重県の多面的機能支払の実施に関する基本方針（以下、「要綱基本方針」という。）6の（2）の②に定める市町（以下「市町」という。）が、実施要綱（別紙1）に基づき、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動（以下「農地維持」という。）を行う交付対象となる広域活動組織および活動組織（以下「活動組織等」という。）に対して必要な経費について、交付金を交付する。

### 2 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）

要綱基本方針6の（2）の②に定める市町（以下「市町」という。）が、実施要綱（別紙2）に基づき、地域共同による施設の軽微な補修及び農村環境の保全のための活動等の地域資源の質的向上を図る共同活動（以下「資源向上活動（共同）」という。）を行う活動組織等に対して必要な経費について、交付金を交付する。

### 3 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）

要綱基本方針6の（2）の②に定める市町（以下「市町」という。）が、実施要綱（別紙2）に基づき、老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新等（以下「資源向上活動（長寿命化）」という。）を行う活動組織等に対して必要な経費について、交付金を交付する。

### 4 三重県型多面的機能支払事業の自立・協創への地域活動

活動組織等が、県様式1-1により定めた自立・協創に向けた地域活動項目に取り組み、三重県型多面的機能支払事業の自立・協創への展開を実践していく活動とする。

### 5 推進組織推進交付金

実施要綱（別紙3）の第1の3に基づき、「要綱基本方針」に定めた地域の推進体制の三重県農地・水・環境保全向上対策協議会（以下、「地域協議会」という。）が、実施要綱（日本型）第3に基づき、実施する役割の業務に対して必要な経費について、推進交付金を交付する。

### 6 市町推進交付金

市町が、実施要綱（日本型）第2に基づき、必要な経費について、推進交付金を交付する。

### 第3 実施期間

- 1 本事業の実施期間は、平成26年度からとする。

### 第4 補助金の額

- 1 第2の1に定める事業に対する県の補助金の交付単価および交付方法は、次のとおりとする。

県の補助金の交付方法は、地目ごとの単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額の合計額とする。

地目	支援に係る県の農地維持支払交付金の10アール当たりの補助金交付単価	参考:国及び市町が負担する金額を加えた同左補助金等の10アール当たりの交付単価
田	750円	3,000円
畑	500円	2,000円
草地	62.5円	250円

- 2 第2の2に定める事業に対する県の補助金の交付単価および交付方法は、次のとおりとする。

交付単価については、農地・水・環境保全向上対策及び農地・水保全管理支払交付金、多面的機能支払交付金により平成26年度以前に市町から認定もしくは市町と締結した協定又は法に基づき市町長から認定を受けた事業計画において対象となる資源として位置付けて共同活動又は資源向上活動（共同）を5年間以上実施した農用地及び資源向上活動（長寿命化）の対象農用地については、基本単価の7.5割とする。ただし、市町において基本単価の7.5割以下の範囲で設定を行う場合は、国、県単価もその比に合わせることにする。

共同活動又は資源向上活動（共同）を実施して5ヵ年経過していない対象農用地への交付単価は田2,400円、畑1,440円、草地240円とする。ただし、県市町の実情に応じて、実施要綱（別紙3）第1の3（三重県多面的機能支払の実施に関する基本方針）により、交付単価を設定することができ、この単価から基本単価の5割までの範囲で設定を行う場合は、国、県単価もその比に合わせることにする。

県の補助金の交付方法は、上述の範囲で地目ごとの単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額の合計額とする。

(参考)

適用	地目	支援に係る県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の10アール当たりの補助金交付単価	参考：国及び市町が負担する金額を加えた同左補助金等の10アール当たりの交付単価
共同活動又は資源向上活動（共同）を5年間以上実施した農用地及び資源向上活動（長寿命化）の対象農用地の交付単価	田	450円	1,800円
	畑	270円	1,080円
	草地	45円	180円
共同活動又は資源向上活動（共同）を実施して5ヵ年経過していない対象農用地の交付単価①	田	600円	2,400円
	畑	360円	1,440円
	草地	60円	240円
共同活動又は資源向上活動（共同）を実施して5ヵ年経過していない対象農用地の交付単価②	田	450円	1,800円
	畑	270円	1,080円
	草地	45円	180円

3 第2の3に定める事業に対する県の補助金の交付単価および交付方法は、次のとおりとする。

実施要綱（別紙2）第4の2の県の補助金は、下表に掲げる地目ごとの単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額の合計額とする。

地目	支援に係る県の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の10アール当たりの補助金交付単価	参考：国及び市町が負担する金額を加えた同左補助金等の10アール当たりの交付単価
田	1,100円	4,400円
畑	500円	2,000円
草地	100円	400円

## 第5 地域協議会の資金

### 1 資金の管理

- (1) 地域協議会は、本資金について、他の事業と区分して経理しなければならない。
- (2) 地域協議会は、本資金以外の資金の積立てを行う場合には、別の勘定を設けなければならない。
- (3) 地域協議会は、資金を金融機関への元本が保証されている預金や貯金により管理するものとする。

- (4) 地域協議会は、資金の運用により生じた運用益を資金に繰り入れるものとする。
- (5) 地域協議会は、年度末に残額が生じたときは、当該残額を県に返還するものとする。

## 第6 補助金の交付方法

### 1 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)

- (1) 県は、対象となる農用地の総量及び認定の締結状況等を勘案し、市町に対し、活動組織等の活動計画を遂行するための経費として補助金を交付する。
- (2) 市町は、活動を実施する活動組織等からの交付申請に基づき、第4の1及び2の合計額の範囲内で活動組織等に交付金を交付する。
- (3) 活動組織等は、実施要綱、実施要領、要綱基本方針に基づき、適正な使途に交付金を使用しなければならない。

### 2 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)

- (1) 県は、対象となる農用地の総量及び認定の締結状況等を勘案し、市町に対し、活動組織等の活動計画を遂行するための経費として補助金を交付する。
- (2) 市町は、活動を実施する活動組織等からの交付申請に基づき、第4の3の範囲内で活動組織等に交付金を交付する。
- (3) 活動組織等は、実施要綱、実施要領、要綱基本方針に基づき、適正な使途に交付金を使用しなければならない。

### 3 推進組織推進交付金

- (1) 県は、第2の5により必要な経費を地域協議会からの交付申請に基づき、推進交付金を交付する。
- (2) 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。ただし、事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する場合には、地域協議会長は、あらかじめ、その理由を明記した交付決定前着手届けを県様式1-3により知事に提出するものとする。ただし書により交付決定前に着手する場合には、地域協議会は、事業の内容が的確となり、かつ、交付金の交付が確実にしてから、着手するものとする。また、この場合においても、地域協議会は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

### 4 市町推進交付金

- (1) 県は、第2の6により必要な経費を市町からの交付申請に基づき、推進交付金を交付する。
- (2) 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。ただし、事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する場合には、市町長は、あらかじめ、その理由を明記した交付決定前着手届けを県様式1-3により知事に提出するものとする。ただし書により交付決定前に着手する場合には、市町は、事業の内容が的確となり、かつ、交付金の交付が確実にしてから、着手するも

のとする。また、この場合においても、市町は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

#### 第7 事業実施状況等の報告

- 1 市町は、毎年度、実施要領第1の8の(1)により、活動組織等から提出のあった多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書を取りまとめて、三重県農山漁村づくり課関係補助金等交付要領に基づき、知事に報告するものとする。
- 2 活動組織等は、毎年度、三重県型多面的機能支払事業の自立・協創への地域活動の実施状況を県様式1-2により、当該事業を実施した翌年度の4月30日までに、市町長を経由して、知事へ報告するものとする。

#### 第8 手続

補助金の交付等の手続については、別に定める。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成29年度分の補助金から適用する。
- 2 旧要領に基づいて平成26年度までに交付された交付金に係る報告、返還及び証拠書類の保管に関しては、なお従前の例によることとする。

(県様式1-1)【自立・協創に向けた地域活動項目】

この活動の記録は、作業写真整理帳(参考様式)に添付し、(県様式1-2)により実施状況報告を行ってください。

①地域コミュニティ活動の向上

○地域コミュニティ活動から1つ以上選択してください

(1)次世代に繋がる多様な主体の参加

多面的機能支払の活動(以下、多面的活動)

1□ 次世代主体である子供、若者の多面的活動参加(花植え活動、生きもの調査、生活環境清掃、手植え、手刈り、井堰・ため池の歴史教育と保全活動など)

2□ 多面的活動を学校等との連携による次世代への伝承(上記のような活動を園、学校、子供支援団体等と連携)

(2)協創に向けた農村集落内維持保管理

3□ 施設維持・補修・改修等作業を支援する活動グループの体制確立や他地域への支援活動(施設補修サポート隊など)

4□ 多面的活動と併せて実施する防災活動等を通して地域ぐるみ活動の質的向上を図る(防災訓練を含めた防災視点による農業用施設の点検管理)

(3)協創に向けた農村環境保全

5□ 企業の社会貢献活動(CSR活動)で行っている生態系保全など環境保全活動と連携し、協創に向かう活動(CSR活動で育成された在来種メダカの飼育、環境学習会、遊休農地対策など)

6□ 活動組織間で連携し、広域的に生態系保全活動に取り組む活動(例「多面的機能・生態系保全Week」)

(4)協創に向けた農村景観形成

7□ より多くの多様な主体の参加、質的向上を加えた景観形成活動(休耕田等を活用した景観作物の栽培に加え、集落全域での「花いっぱい運動」、地域ぐるみで農地畦畔や施設沿いに景観作物を植栽・管理し、施設への愛着を高め、継承していく活動など)

8□ 地域内を流れ農業用水路に繋がる河川の除草清掃や、農用地に隣接する山林の影払いなど、古き良き農村風景の復活

9□ 活動組織間で連携し、広域的に景観形成活動に取り組む活動(例「多面的機能・景観形成Week」)

(5)地域における独自の地域コミュニティ活動の向上 [活動内容を記入してください]

10□

②社会的経済活動の促進

○社会的経済活動から1つ以上選択してください

(1)農産物の地域内流通の促進

11□ 多面的活動の地域内で生産された産物の販売(組織内農家から地域内非農家への販売調整、回覧販売、産直市の開催による販売など地域内流通の促進)

※活動組織において販売するのではなく、構成員である生産者・団体(営農組合、農事組合等)の産物販売。

12□ 景観作物を活用したコスモス祭などによる集客活動と併せた農産物の直売

※活動組織において販売するのではなく、構成員である生産者・団体(営農組合、農事組合等)の産物販売。

13□ 多面的活動の活動報酬を地域通貨券の発行等による地域経済の活性化取組(地域産物と地域通貨券の流通)

(2)高付加価値化への取組(生物多様性保全、景観形成、減農薬、減化学肥料)

14□ 多面的活動により保全されている豊かな自然や美しい景観を活用した高付加価値化への取組(産物へのネーミング、生きもの指標付き、活動紹介ラベリング等、例えば生きものにやさしい減農薬生産〇〇米、自然豊かな〇〇米、生きもの指標表示★★☆、多面的活動写真ラベル付きなど)

※この活動は、構成員である生産者・団体の地域内産物に多面的活動を広報・啓発し、高付加価値化へ取組みます。

15□ 田んぼアート、地域次世代育成活動(学校連携、子供会活動での伝統農法での収穫米)等から生産された産物の振舞・学校給食等への流通

16□ 景観形成活動として栽培した菜の花、ひまわりなどから生産される食物油などの生産

(3)6次産業化、農商工観光連携

17□ 多面的活動と連携した産物の生産・加工・販売の6次産業化(遊休農地発生防止活動として整備・管理してきた農地からの産物、上記(2)高付加価値産物の6次産業化など)

※三重県としては、活動組織の販売は推進していませんが、遊休農地解消の目的での生産・販売は可能です。販売する場合は、収益を全額活動組織会計に繰入、別途課税の報告をして下さい。

18□ 多面的活動と連携した産物のインターネット販売(上記(2)の付加価値酒米を酒造と連携したり、組織連携した産物などの販売)

※活動組織において販売するのではなく、構成員である生産者・団体の地域内産物に多面的活動を広報・啓発し、高付

19□ 地元観光業や旅行企画社等と連携した多面的活動啓発・PR(〇〇地域のコスモス畑めぐり、田んぼアート実体験ツアー、農村自然空間体験など)

(4)地域における独自の社会的経済活動の促進 [活動内容を記入してください]

20□

**【注】この様式に示している活動は、自立・協創に向けた活動であり、多面的機能支払活動の交付金対象と異なる場合があります。**

**交付金の支出は、国が定める活動指針及び活動要件(多面的機能支払交付金実施要領 別記1-2)、三重県の多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)のみとするようご注意ください**

(県様式1-2)

番 号  
平成 年 月 日

(〇〇市・町長 経由)

三重県知事 様

〇〇活動組織もしくは  
〇〇農地・水・環境保全組織  
代表

平成〇〇年度 三重県型多面的機能支払事業  
自立・協創に向けた地域活動に係る実施状況報告書

平成〇〇年度の実施状況について、三重県多面的機能支払事業実施要領（平成29年4月3日付け農林水第35-48号の14農林水産部長通知）の第7の2に基づき、下記の通り報告する。

記

1. 自立・協創に向けた地域活動の実施状況（平成〇〇年3月31日現在）

① 地域コミュニティ活動の向上

県様式1-1に挙げた活動項目番号

目標計画	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
実施状況	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

② 社会的経済活動の促進

県様式1-1に挙げた活動項目番号

目標計画	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
実施状況	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

対象活動とした目標計画欄番号に○、実施状況欄番号に活動実施した場合○、取組途中の場合△、取り組めなかった場合×を記入してください。



(県様式1-2)

# 記入例

番 号  
平成〇〇年 〇月 〇日

(〇〇市長 経由)  
三重県知事 様

〇〇活動組織  
代表 △△ ××

## 平成〇〇年度 三重県型多面的機能支払事業 自立・協創に向けた地域活動に係る実施状況報告書

平成〇〇年度の実施状況について、三重県多面的機能支払事業実施要領（平成29年4月3日付け農林水第35-48号の14農林水産部長通知）の第7の2に基づき、下記の通り報告する。

### 記

#### 2. 自立・協創に向けた地域活動の実施状況（平成〇〇年3月31日現在）

##### ① 地域コミュニティ活動の向上

県様式1-1に挙げた活動項目番号

目標計画	1	②	3	④	5	6	7	8	9	10
実施状況	1	②	3	△4	5	6	7	8	9	10

##### ② 社会的経済活動の促進

県様式1-1に挙げた活動項目番号

目標計画	①1	12	①3	14	15	16	17	18	19	20
実施状況	①1	12	×3	14	15	16	17	18	19	20

対象活動とした目標計画欄番号に○、実施状況欄番号に活動実施した場合○、取組途中の場合△、取り組めなかった場合×を記入してください。

(県様式1-3)

番 号  
年 月 日

三重県知事 鈴木 英敬 様

〇〇市町長  印

平成29年度

日本型直接支払推進交付金交付決定前着手届

日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日付け27生産第2855号・27農振第2219号生産局長・農村振興局長連名通知）第3の5の規定に基づき、下記条件を了承の上、別添事業について交付決定前に着手したいので、提出する。

記

1. 交付決定を受けるまでの期間内に、天変地異等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらのあらゆる損失は、都道府県が負担するものとする。
2. 交付決定を受けた交付金が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
3. 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更はないこと。

- 平成〇〇年度日本型直接支払推進交付金（多面的機能支払交付金に係る推進事業）（別紙4-1）
- 平成〇〇年度日本型直接支払推進交付金（中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業及び中山間地農業ルネッサンス推進事業）（別紙4-2）
- 平成〇〇年度日本型直接支払推進交付金（環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業）（別紙4-3）

<施行注意>

該当する□に☑を記入すること。

(別紙4-1)

平成〇〇年度日本型直接支払推進交付金  
(多面的機能支払交付金に係る推進事業)  
交付決定前着手届

事業名	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
・都道府県 推進事業				
・市町村 推進事業				
・推進組織推 進事業				

(別紙4-2)

平成〇〇年度日本型直接支払推進交付金

(中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業及び中山間地農業ルネッサンス推進事業)

交付決定前着手届

①中山間地域等直接支払推進交付金に係る推進事業

事業名	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
・都道府県 推進事業				
・市町村 推進事業				
・推進組織推 進事業				

②中山間地農業ルネッサンス推進事業

事業名	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
・都道府県 推進事業				
・市町村 推進事業				

(別紙4-3)

平成〇〇年度日本型直接支払推進交付金  
(環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業)  
交付決定前着手届

事業名	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
・都道府県 推進事業				
・市町村 推進事業				
・推進組織推 進事業				